

§ 2018年3月期決算 超まとめ

「税効果会計に係る会計基準」の一部改正¹ §

2018年3月期決算のトピックは、税効果会計関連です。これらは毎年3月末あたりに店頭に並ぶ会計監査六法に載っておらず注意が必要です。主に開示について改正「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（以下、税効果会計基準一部改正）の解説をしたいと思います。

□適用時期

平成30年4月1日以後開始する年度の期首から。当期末からの早期適用も可能です。

□会計基準一部改正の背景

平成28年度の税制改正により、平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額の繰越期間は10年とされています。会計基準の一部改正が、税制改正と歩調を合わせる形ではないにしても、タイミングとしてはスッキリしたものと言えます。

繰延税金資産又は繰延税金負債の表示について、国際財務報告基準（IFRS）では流動区分ではないとし、米国会計基準でも非流動区分に表示するものとあり、こちらとの整合性を取ることが1つ。財務諸表利用者から繰延税金資産や評価性引当額の内容を十分に理解することが困難であるとの意見に応えるのが1つ。これらが会計基準一部改正の背景であります。

¹ 企業会計基準第28号

Encourage & Company

□注記 税効果会計関係

発生原因別の主な内訳として税務上の繰越欠損金を記載している場合であって、当該繰越欠損金の額が重要であるときは、以下を開示する。

- ・評価性引当額の内訳に関する数値情報
- ・税務上の繰越欠損金に関する情報(*2)に関する情報

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳

		前連結会計年度	当連結会計年度
		XXX百万円	XXX百万円
繰延税金資産	税務上の繰越欠損金(*2)	XXX	XXX
	退職給付に係る負債	XXX	XXX
	減損損失	XXX	XXX
	その他	XXX	XXX
	繰延税金資産小計	XXX	XXX
	税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(*2)	△ XXX	△ XXX
	将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ XXX	△ XXX
	評価性引当額小計(*1)	△ XXX	△ XXX
	繰延税金資産合計	XXX	XXX

繰延税金負債 (以下 略)

(*1) (繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)に重要な変動が生じている場合、当該変動の主な内容を記載する。)

(*2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

A 評価性引当額の内訳に関する数値情報(税効果会計基準一部改正4項)

財務情報利用者による税負担率の予測及び繰延税金資産の回収可能性に関する不確実性の評価に資するように。

- 評価性引当額の内訳に関する数値情報として、繰延税金資産の発生原因別の主な内訳(以下「発生原因別の注記」という。)として税務上の繰越欠損金を記載している場合であって
- 当該税務上の繰越欠損金の額が重要であるとき



これまで発生原因別の注記に示されていた評価性引当額の合計額を、「税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額」と「将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額」に区分して記載する。

B 評価性引当額の内訳に関する定性的な情報

財務情報利用者が評価性引当額の内容を理解し、税負担率に影響が生じている原因を分析することに資するように、評価性引当額に関する定性的な情報として

- 評価性引当額(合計額)に重要な変動が生じている場合



当該変動の主な内容を記載する。

Encourage & Company

(前連結会計年度)

	X年以内	X年超 X年以内	X年超 X年以内	X年超 X年以内	X年超 X年以内	X年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	XXX	—	XXX百万円
評価性引当額	—	—	—	—	△XXX	—	△XXX
繰延税金資産	—	—	—	—	XXX	—	XXX

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。

(当連結会計年度)

	X年以内	X年超 X年以内	X年超 X年以内	X年超 X年以内	X年超 X年以内	X年超	合計
税務上の繰越欠損金(b)	—	—	—	XXX	—	XXX	XXX百万円
評価性引当額	—	—	—	—	—	△XXX	△XXX
繰延税金資産	—	—	—	XXX	—	—	XXX(c)

(b)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。

(c) (税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している場合、当該繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由を記載する。)

税務上の繰越欠損金に関する数値情報（税効果会計基準一部改正 5 項）

財務諸表利用者による税負担率の予測に資するように

- 発生原因別の注記として税務上の繰越欠損金を記載している場合であって
- 当該税務上の繰越欠損金の額が重要であるとき

税務上の繰越欠損金に関する数値情報として、繰越期限別に次の数値を記載する。

- ・ 税務上の繰越欠損金の額に納税主体ごとの法定実効税率を乗じた額
- ・ 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額
- ・ 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の額

税務上の繰越欠損金に関する定性的な情報

税務上の繰越欠損金に関する数値情報が繰越期限別に開示されても、財務諸表利用者が当該繰延税金資産の回収可能性に関する不確実性を評価できない

- 税務上の繰越欠損金に関する重要な繰延税金資産を計上している場合

当該不確実性の評価に資するように、税務上の繰越欠損金に関する定性的な情報として、税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由を記載する。

Encourage & Company

□実務への対応

開示に関する会計基準の改正は一般的には経理部門への負担は少ないと考えられます。しかし実際のところは、開示の人的体制が充実している会社もあれば、そうでない会社もあります。宝印刷やプロネクサスのシステムを操作して初めて改正があったことを知るような体制の会社では、今回の改正は準備をしておいた方が良いと思います。

開示システムの目次がどのように表示されるかは現時点では不明ですが、繰越欠損金が発生し、従来通りの目次が表示され、従来どおり入力すると、D研チェックや監査法人に指摘され初めて知るとなってしまいます。印象が悪だけでなく、そこからデータを集めるのは最繁忙期中、自分で自分の首をしめることになりかねません。

2018年3月22日

株式会社 Encourae&Company

堀 洋三